

平成 21 年度 緊急時対応専門調査会の進め方について（案）

緊急時対応専門調査会においては、これまで以下の調査審議が行われてきたところである。

（１）緊急事態への対処体制の強化方策の検討

緊急事態等における食品安全委員会の対応状況並びに緊急時対応訓練の結果を検証し、課題及びその対応策など、緊急事態への対処体制の強化方策について審議を実施。また、緊急時対応のあり方に関するヒアリング等を実施。

（２）緊急時対応マニュアルの作成・改訂

食品の摂取を通じて、国民の生命又は健康に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への食品安全委員会及びリスク管理機関（厚生労働省、農林水産省、環境省等）相互の連携による政府一体となった対応及びその体制の在り方についてこれまで調査審議を行い、下記マニュアルを策定した。

- ①食品安全関係府省緊急時対応基本要綱（平成 16 年 4 月 15 日関係府省申合せ）
- ②緊急対策本部設置要領（平成 18 年 4 月 27 日関係府省申合せ）
- ③食品安全委員会緊急時対応基本指針（平成 16 年 4 月 15 日食品安全委員会決定）
- ④食品安全関係府省食中毒緊急時対応実施要綱（平成 17 年 4 月 21 日関係府省申合せ）
- ⑤食品安全委員会食中毒緊急時対応指針（平成 17 年 4 月 21 日食品安全委員会決定）

これらの調査審議事項を踏まえ、平成 21 年度においては、以下の審議を予定する。

【平成 21 年度における緊急時対応専門調査会の開催及び審議内容の予定】

回	開催時期	審議内容予定
第 29 回	平成 21 年 7 月	・平成 21 年度緊急時対応訓練計画（案）について
第 30 回	平成 21 年 12 月	・平成 21 年度緊急時対応訓練の結果検証について
第 31 回	平成 22 年 3 月	・平成 21 年度食品安全委員会の緊急時対応について （情報提供の対応状況等に関する検証）

今後消費者庁設立の動きに伴い、緊急時対応マニュアルを改訂。必要に応じて緊急時対応のあり方に関するヒアリング等を実施する。

その場合には開催回数、審議予定内容を変更することもあり得る。